

西尾アマチュア無線クラブ会則

(名称)

第1条 本クラブは、西尾アマチュア無線クラブという。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、クラブ代表者の住所に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、西尾市およびその近郊に在住するアマチュア無線を趣味とするものの集まりであって、お互いの協力による無線技術の向上と、非常通信等のボランティア活動などを行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)年間行事に基づいた活動および関係する団体の行事に対する参加
- (2)震災等非常時における防災ボランティア活動
- (4)その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本クラブは、アマチュア無線に対し興味をもつもの(以下会員)をもって組織する。
ただし、会員の中には、過去会に貢献度が高い名誉会員を顧問として置くことが出来る。

(代表者)

第6条 本クラブの代表者は、現に引き続いて5年以上の正員で、かつ満30才以上の者を総会においてクラブ員の中から選出する。

(役員)

第7条 本クラブの代表者は会長を兼ね、他に副会長、会計を置き業務分担を行う。
なお役員はクラブ員の中から選出する。

(代表者およびクラブ員の責務)

第8条 代表者は、本クラブの業務を掌理統括し、本クラブを代表する。

1. クラブ員は代表者がクラブ規定により事業を実施し債務を負担したときは、その負担額をクラブ経費として支払うこととする。
2. クラブ員は本クラブが行う事業を協力し、可能な範囲で参加するものとする。
またクラブ運営経費をまかなうクラブ費を納入することとする。

(代表者の任期)

第9条 本クラブの代表者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は毎年1回以上開催し、本規定に定めるものの他、次の事項を協議決定する。

- (1) 収支予算および決算
- (2) 構成員の入会および脱会に関する事項
- (3) 本規定の変更
- (4) その他必要な事項

1. 総会はクラブ員総数の 2 / 3以上の出席者プラス委任状で成立する。
なお総会決議の総数には顧問を除くこととする。
2. 総会の議事の決議は賛同者プラス委任状が出席者プラス委任状の過半数でもって可決する。

(会計)

第11条 本クラブの経費は、クラブ員の会費並びに関連する事業協力による寄付金をもってあてるものとする。

(会計年度)

第12条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(設立)

第13条 本クラブは、昭和34年に発足した日をもって成立する。

(解散)

第14条 本クラブは、次の事由により解散する。

- (1) 総会に於いてクラブ廃止が決議されたとき。
- (2) 総会において出席構成員の3分の2以上の議決が合ったとき。
- (3) 本クラブの目的が達成不能になったとき。

(細則)

第15条 本規約の施行において必要な細則は、代表者が別に定める。

(改正)

第16条 本規約の改正は、あらかじめ名誉会員(顧問)の意見を得るものとする。

(付則)

本規約は、本クラブの成立日より施行する。

昭和34年5月20日